

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第45号

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市汚水処理施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
飯塚市 <u>穎田中央東団地</u> 汚水処理施設条例 (設置)			飯塚市汚水処理施設条例 (設置)		
第1条 穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。			第1条 <u>うぐいす台団地</u> 周辺及び穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地13	穎田中央東団地	うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地
					うぐいす台団地
					その他大分の一部
			穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地13	穎田中央東団地
別表第2(第14条関係)			別表第2(第14条関係)		
			1 <u>うぐいす台団地</u> 汚水処理施設使用料		
区分	基本料金	使用料	区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用料1m ³ 当たり 月額	し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用料1m ³ 当たり 月額

			水	110円(1m ³ 未満はすべて切上げ)	
			2 穎田中央東団地汚水処理施設使用料		
区分	基本料金	使用料	区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用水量1m ³ 当たり 月額150円(1m ³ 未満はすべて切上げ)	し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用料1m ³ 当たり 月額150円(1m ³ 未満はすべて切上げ)

(飯塚市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>飯塚市汚水処理事業特別会計</u> <u>汚水処理事業</u></p>

(飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業(公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。以下同じ。)

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の経営規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

(2) うぐいす台団地汚水処理事業の計画区域は、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例(令和7年飯塚市条例第 号)別表第

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

<p>1に掲げる処理区域とし、計画処理人口は3,000人とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
---------------------------------------------------	--------------

(飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例(平成24年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業(公共下水道事業及び<u>ぐいす台団地汚水処理事業をいう。</u>)及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市上下水道 事業経営審議会	水道事業、下水道事業(公共下水道事業 及びうぐいす台団地汚水処理事業をい う。)及び工業用水道事業の方向性、経 営の在り方等を総合的に審議するこ と。		飯塚市上下水道 事業経営審議会	水道事業、下水道事業及び工業用水道 事業の方向性、経営の在り方等を総合 的に審議すること。
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

(飯塚市汚水処理施設整備基金条例の廃止)

第6条 飯塚市汚水処理施設整備基金条例(平成18年飯塚市条例第78号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日に、飯塚市汚水処理施設整備基金条例の規定により設置された基金に属していた現金等(これから生ずる収益を含む。)は、一部施行日において、その全部を飯塚市汚水処理事

業特別会計に繰り入れる方法により処分するものとする。